

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
大阪大学	ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○コンプライアンス教育の理解度を把握するためのテストが実施されていたが、その再テストにおける正答率の低い質問項目については次年度の教材等に反映する予定とのことであったことから、不正防止に向けて速やかに対応を行うよう改善を依頼した。 <機関側対応> 本年度より毎年2月に発行する啓発用の広報誌に、当該年度の理解度把握テストで正答率の低かった設問と回答解説を掲載し、不正使用防止についての理解度の向上を図ることとした。</p> <p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○第三者以外の調査委員について、告発者及び被告発者のいずれとも直接の利害関係を有していない者であることが規定されていなかった。 <機関側対応> 令和8年3月までに理事決裁により学内規則を改正することとした。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 【啓発活動の実施について】 ○学内の福利厚生施設等、学生が集まりやすい場所に設置した全学ディスプレイシステム「0+PUS（オーパス）」にアニメーション映像を流すことにより啓発活動が実施されていた。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の把握について】 ○財務会計システムに発注情報の入力を行うと即座に予算執行状況がシステムに反映され、研究者及び事務部門の双方がリアルタイムで予算執行状況（執行状況、予算残高、執行率等）が把握できる仕組みが構築されていた。</p>

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
統計数理研究所	ガイドラインで要請している各事項について、適正に整備・運用されていることを確認した。	なし	<p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p>【内部監査手順を示したマニュアルについて】</p> <p>○内部監査手順を示した実施手続書のほか、「内部監査チェックリスト兼監査調書」を作成し、これらに基づいて内部監査を実施することで、内部監査の質を一定に保っている。また、「内部監査チェックリスト兼監査調書」は毎年度見直しを行っている。</p>

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
<p>東京都立大学</p>	<p>ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。</p>	<p>第1節 機構内の責任体系の明確化 1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 【最高管理責任者について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○東京都立大学学長からのメッセージ（不正防止対策の基本方針）として、令和2年4月の日付で東京都立大学のホームページに掲載されていたが、現在の学長が就任した令和3年4月より前のものとなっていた。 <機関側対応> 令和8年2月3日～10日の会議（メール開催）で掲載内容が決定。令和8年4月1日付でホームページを更新することとした。</p> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○第三者以外の調査委員について、告発者及び被告発者のいずれとも直接の利害関係を有していない者であることが規定されていなかった。 ○通報受付の日から210日以内に調査が終了しない場合には、調査の中間報告を配分機関に提出することが規定されていなかった。 <機関側対応> 令和8年4月1日付で規程を改正することとした。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の検証等について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことの周知が十分にされていなかった（一部の経費のみ周知を行っていた）。 <機関側対応> すべての競争的研究費に関して、年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響がないことを学内に周知した。</p> <p>【業者に提出を求める誓約書等について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○誓約書等の提出について協力が得られなかった業者について、学内として整理せず、各部署まかせとなっていた。 <機関側対応> 令和8年4月1日より、誓約書の取りまとめ部署で大学全体の誓約書提出状況を把握する方法に運用を変更し、協力が得られなかった業者へのフォローアップも誓約書の取りまとめ部署で行うこととした。</p>	<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【研究者の出張計画の実行状況等について】 ○研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制として、出張者に対して出張用務が確認できる書類「参加・面会証明書」の提出を求めている。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【内部監査手順を示したマニュアルについて】 ○内部会計監査規程に「監査を補完することを目的として、各執行単位の経理事務管理者等は、現金及び預金の管理並びに研究費の執行内容を対象に、自己点検を実施することとする。」と規定し、各予算執行単位で自己点検を四半期に一度実施している。また、自己点検を行うに当たっては、予算執行単位向けに自己点検マニュアルと自己点検チェックシートを作成し、予算執行単位でも一定の質を保てるようにしていた。</p>

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
石川県立看護大学	ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。	<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に対する処分方針について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○規定は大学外部からも閲覧可能な状態となっていたが、業者への周知方法としては明確ではなかったため、大学との取引にあたり遵守および誓約する事項を、規定とは別に大学ホームページに掲載することの検討を依頼した。 <機関側対応> 大学ホームページに掲載した。</p>	なし

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
<p>公立鳥取環境大学</p>	<p>ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。</p>	<p>第1節 研究費の適正な運営・管理活動 2 監事に求められる役割の明確化 【監事について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○令和6年度については、監事が不正防止に関する内部統制の整備・運用状況を確認してはいたが、その結果が役員会等で報告されていなかった。 <機関側対応> 監事との連携について監事と相談を重ね、内部統制の整備・運用状況の確認は行っていたものの、その確認結果の報告の場については検討していた最中だったため、令和6年度については、報告がなされなかった。令和7年度については、令和7年6月に開催した理事会で報告済みである。今後とも監事との積極的な情報交換の場を設け、不正防止に向けた取組の改善を行う。</p>	<p>なし</p>

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
藤田医科大学	ガイドラインで要請している各事項について、適正に整備・運用されていることを確認した。	なし	<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【出張に伴う経費の支払いについて】</p> <p>○出張を行う者が支払に関与（立替払）する必要のない仕組みとして、独自の出張システムを構築し、新幹線や航空券代をシステムから購入することができるようにしている。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p>【不正発生要因の分析、監査計画の立案】</p> <p>○内部監査部門は、防止計画推進部署と連携してガイドラインに示すリスクを踏まえ不正発生要因を分析する手法として、不正発生要因分析リストを作成している。このリストを作成することによって、年度末に集中するような予算執行、研究者発注の多寡、発注業者の偏りなどをピックアップしている。</p> <p>【非常勤雇用者の勤務実態についてのヒアリング】</p> <p>○リスクアプローチ監査の具体的な手法として、通常監査を行うすべての非常勤職員を対象に毎年、以下7項目についてアンケートを実施し、勤務実態の確認を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 採用時オリエンテーションにおいて業務内容や就業規則について説明があるが、現状と相違はないか。 2. 時間外労働が発生した場合、超過勤務の申請を行っているか。 3. 有給休暇は取得できているか。 4. 業務量は適切か。 5. 業務について相談しやすい環境にあるか。 6. その他、意見等の自由記載。 7. 回答内容を人事部・研究費管理課と共有しても良いか。また、詳しい状況を確認したいので連絡しても良いか。 <p>【監事及び会計監査人との連携について】</p> <p>○毎月、常勤監事と監査室で、定期的に情報交換会を実施しており、研究費に関する不正リスクの評価や、内部監査で把握した課題の共有に努めている。また年3回公認会計士、常勤監事、監査室長による「三様監査連絡会」を開催し、意見交換を実施している。</p>

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
東京慈恵会医科大学	ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○第三者以外の調査委員について、告発者及び被告発者のいずれとも直接の利害関係を有していない者であることが規定されていなかった。 <機関側対応> 令和8年4月1日付けで規程を改正することとした。</p> <p><文部科学省からの指導・改善事項> ○調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定することが規定されていなかった。 <機関側対応> 令和8年4月1日付けで規程を改正することとした。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 【告発窓口等について】 ○全教職員に携帯用の「通報・相談カード」を配布し、通報・相談先として外部の弁護士事務所の連絡先を周知している。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【物品・役務の発注業務について】 ○監査法人に公的研究費の執行データ解析や研究者へのヒアリングを含むモニタリングを依頼し、公的研究費の管理体制に関する助言を受けている。モニタリング結果は監査室とも共有し内部監査に役立てている。</p>

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
<p>東洋学園大学</p>	<p>ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備 【コンプライアンス教育の実施について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○コンプライアンス研修は研究費に初めて採択された際に1度の受講を求めていたが、ガイドラインでは定期的な受講するとともに、受講状況や理解度について把握することが求められているため、定期的な受講の機会を設定するよう検討を依頼した。 <機関側対応> 令和7年12月の研究倫理委員会において、コンプライアンス研修の受講機会を「研究費採択後1度」から「毎年度1度」の受講に変更することが決まり、令和8年度より運用を開始することとした。</p> <p>【不正に係る調査の体制・手続き等に定めている事項について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○学内規程では、最高管理責任者への報告を予備調査開始から30日以内と定め、配分機関への報告は速やかにとされていた。ガイドラインでは、告発を受付してから30日以内に配分機関へ報告することを求めているため、現状の規程では、配分機関への報告が30日以内になされない恐れがあった。 <機関側対応> 令和7年12月の研究倫理委員会において、関連する規程の条文を「最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、通報を受け付けた日又は予備調査指示日から30日以内に当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。」と改定し、令和8年4月より施行することが決まった。</p> <p><文部科学省からの指導・改善事項> ○調査委員会の構成員について、ガイドラインでは機関に属さない第三者を含めるよう求めているが、学内規程では明記されていなかったため、明記されるよう検討を依頼した。 <機関側対応> 令和7年12月の研究倫理委員会において、関連する規程の条文に「法律の知識を有する学外の有識者から若干名」の追記、更に、「本学に属さない外部有識者は、本学と直接の利害関係を有しない者でなければならない」の一文も追記した上で、令和8年4月より改定施行することが決まった。</p> <p><文部科学省からの指導・改善事項> ○学内規程の中で、「不正行為」と「不正行為等」が混在している状況があった。文言の定義づけが規程内でされていなかったため、研究上の不正行為（捏造・改ざん・盗用等）だけでなく、研究費の不正も対象としていることが明確になるよう検討を依頼した。 <機関側対応> 令和7年10月の研究倫理委員会において、関連する規程の条文を「不正行為」に統一し、令和8年4月より改定施行することが決まった。</p> <p>【懲戒処分について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○懲戒処分に至るまでの具体的な手続きについて定めた規程が整備されていなかったため、整備の検討を依頼した。 <機関側対応> 現在、「懲戒の審査手続きに関する規程（案）」を策定しており、令和8年3月中に常任理事会にて承認を得て、令和8年4月に施行予定である。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【換金性の高い物品の管理について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○10万円未満の換金性の高い物品について、学内で問題意識はあったが適切な管理体制が取られていなかった。来年度から管理体制を導入できるよう依頼した。 <機関側対応> 令和7年12月の研究倫理委員会において、「10万円未満の物品で、換金性の高い物品（パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器（HDDレコーダー、DVDレコーダー、ビデオデッキ等））は、10万円以上の物品と同様に機器備品シールの貼付を行い、備品管理ラベル簿で管理する」とすることが決まり、令和8年度より運用を開始することとした。</p>	<p>なし</p>

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
<p>聖カタリナ大学</p>	<p>ガイドラインで要請している各事項について、令和7年度の履行状況調査としては概ね適正に整備・運用されていることを確認したが、指導・改善事項が多数あることから令和8年度に改めて体制整備・運用状況について確認を要する。</p>	<p>第1節 機関内の責任体系の明確化 1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 <文部科学省からの指導・改善事項> ○「聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部における公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」が更新されておらず、古いガイドラインを参照していたため、改正を検討するよう依頼した。 <機関側の対応> 令和8年2月の教授会で学内規定の改正を行った。</p> <p><文部科学省からの指導・改善事項> ○不正防止に関するホームページのURLリンクが無効となっていたため、見直しの検討を依頼し、併せて、告発窓口等の不正に関する情報をお知らせの一つとして掲載するのではなく、不正防止に係るページを別途作成することの検討も依頼した。 <機関側の対応> 令和8年2月に不正防止に関するホームページのURLリンクを修正するとともに、告発窓口等の情報も含めて、不正に関連するページを新たに作成した。</p> <p><文部科学省からの指導・改善事項> ○不正防止対策の基本方針が策定されるのみで、周知されていなかったため、周知方法を検討するよう依頼した。 <機関側の対応> 令和8年2月の教授会で基本方針を改正し、周知方法を明確にした。</p> <p><文部科学省からの指導・改善事項> ○定期的な啓発活動が実施されていなかったため、定期的な啓発活動を検討するよう依頼した。 <機関側の対応> 令和8年2月の教授会で学内規程を改正し、実施計画を新たに作成し、定期的に啓発活動を実施することとした。</p> <p><文部科学省からの指導・改善事項> ○統括管理責任者から最高管理責任者への不正防止実施状況を最高管理責任者への書類回付のみとしていたため、実際に対面で意見交換を行う場を設けるよう検討を依頼した。 <機関側の対応> 実施計画を新たに作成し、年2回、実施状況報告書を用いて最高管理責任者に報告することとした。</p> <p><文部科学省からの指導・改善事項> ○学長が最高管理責任者とコンプライアンス推進責任者を兼ねていたため、コンプライアンス推進責任者については他の者を当てるよう検討を依頼した。 <機関側の対応> 令和8年2月の教授会で学内規程を改正し、コンプライアンス推進責任者を副学長と規定した。</p> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透） <文部科学省からの指導・改善事項> ○競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する誓約書の様式は作成しているが、構成員から提出を求めていなかったため、早急に取得するよう依頼した。 <機関側の対応> 令和8年3月に全ての構成員から誓約書を取得した。</p>	<p>なし</p>

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
		<p>2 ルールの明確化・統一化 <文部科学省からの指導・改善事項> ○ルールと運用の実態が乖離していないかのチェック体制が整備されていなかったため、整備するよう検討を依頼した。 <機関側の対応> 実施計画を新たに作成し、年2回、ルールと運用の実態が乖離していないかチェックする体制を整えた。</p> <p>4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 <文部科学省からの指導・改善事項> ○不正が発生した際の調査委員会委員について、ガイドラインでは機関に属さない第三者を含めるよう求めているが、必要性に応じて追加される規程となっていたため、常に含まれるよう規程の改正を検討するよう依頼した。 <機関側の対応> 令和8年2月の教授会で学内規定の改正を行った。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 <文部科学省からの指導・改善事項> ○不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について、規定は策定されているが、業者への周知を行っていなかったため、周知方法について検討するよう依頼した。 <機関側の対応> 令和8年3月にすでに取引のある業者に対して、取引停止等の処分方針について周知を行った。新規業者に対しては契約時に、周知することとした。</p> <p><文部科学省からの指導・改善事項> ○業者に提出を求める誓約書について、様式は作成しているが、業者に対して提出を求めていなかったため、早急に提出を求めるよう依頼した。 <機関側の対応> 令和8年3月に全ての業者から誓約書を取得した。</p> <p><文部科学省からの指導・改善事項> ○換金性の高い物品の管理について、10万円未満の消耗品については管理対象とされていなかったため、管理方法を検討するよう依頼した。 <機関側の対応> 換金性の高い物を金額問わず、パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器、金券類と定め、管理台帳を用いて管理することとした。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 <文部科学省からの指導・改善事項> ○内部監査部門が最高管理責任者の直轄的な組織であることが明確ではなかったため、明確化するよう依頼した。 <機関側の対応> 令和8年2月の教授会で学内規定の改正を行った。</p> <p><文部科学省からの指導・改善事項> ○機関内部で内部監査報告書を作成していなかったため、作成を検討するよう依頼した。 <機関側の対応> 内部監査の結果を報告する「結果報告書」（様式）を新たに作成した。</p> <p><文部科学省からの指導・改善事項> ○内部監査部門と監事及び会計監査人との意見交換を実施していなかったため、検討するよう依頼した。 <機関側の対応> 実施計画を新たに作成し、年2回、実施状況報告書を用いて最高管理責任者に報告することとした。</p>	

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
<p>一般財団法人電力中央研究所</p>	<p>ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透） 【コンプライアンス教育の実施について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○コンプライアンス教育の一環として、新入職員オリエンテーションを実施しているが、研究費の不正事例の具体例が口頭では紹介されているものの、資料に盛り込まれていなかったため、競争的研究費の体制整備が促進されるよう追加することを促した。 <機関側の対応> 文部科学省のホームページに掲載されている不正事案を参考に、令和8年4月上旬に開催予定の「新入職員オリエンテーション」資料に盛り込むこととした。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に対する処分方針について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○業者を取引先として登録する際に、調達調達に基づき不正に関与した業者への取引停止等の処分方針を定めているが、新規登録時にこの調達調達を業者に通知していなかった。取引停止が発生した際の業者とのトラブルを防止する観点からも、登録時に業者に対して通知することを促した。 <機関側の対応> 次回以降の登録または更新（新規登録：年1回、10月登録、更新：3年に1回、10月更新、次回は 令和10年）の際には取引先に対して、業者への取引停止等の処分方針が記載された当所の取引先登録基準の内容を通知することとした。</p> <p>【業者に提出を求める誓約書等について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○誓約書という形で業者から取得はしておらず、取引先として新規登録時に信用情報の確認に含める形で、ガイドラインで求められている項目を確認していた。ガイドラインでは誓約書として提出を求めているため、より管理体制を強化する目的から、誓約書という形で取得するよう検討を促した。 <機関側の対応> ガイドラインで求められている内容が記載された誓約書を作成した。次回以降の登録または更新（新規登録：年1回、10月登録、更新：3年に1回、10月更新、次回は令和10）の際には業者から提出を求めることとした。</p>	<p>第6節 モニタリングの在り方 【専門的知識を有する者の活用について】 ○監事、独立監査人である公認会計士、内部監査室の3者による三様監査を実施しアドバイスを受けながら内部監査の質の向上を図っている。</p>

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
<p>東京大学</p>	<p>ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。</p>	<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に提出を求める誓約書等の内容について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○東京大学が業者に提出を求める誓約書等の内容のうち、「調達に関する東京大学の基本方針」のリーフレットの記載について一部不明確な事項があった。 <機関側対応> 「調達に関する東京大学の基本方針」のリーフレットについて修正を行った。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 【告発窓口等について】 ○機関内外からの告発等（機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口の運営を外部に委託することにより、告発者保護の観点を図るとともに効率化が図られていた。</p>

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
名古屋大学	ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</p> <p><文部科学省からの指導・改善事項></p> <p>○第三者以外の調査委員について、告発者及び被告発者のいずれとも直接の利害関係を有していない者であることが規定されていなかった。</p> <p><機関側対応></p> <p>令和7年12月22日に規程を改正した。</p>	なし

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
岡山大学	ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。	<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【物品・役務の検収業務について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○納品された現物等について、貴学で作成している「検収マニュアル」では発注データ（発注書や契約書等）と照合することの記載がなかったことから、当該マニュアルへの記載を検討すべき。 <機関側対応> 令和8年2月に検収マニュアルを改正した。</p> <p>【出張に伴う経費の支払いについて】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○コーポレートカードの利用に関して、貴学では規程は作成されておらず運用にて実施されていたことから、内部・外部に対して適切に説明できるよう規程等を整備することを検討すべき。 <機関側対応> 令和8年2月に学内の要項を改正した。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【内部監査部門について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○内部監査部門が、最高管理責任者の直轄的な組織であることが明確となっていないことから、規程の改正を検討すべき。 <機関側対応> 令和8年2月に学内規程を改正した。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 【競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 ○ 岡山大学の規程において「告発書」の様式が定められていた。</p>

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
<p>松江工業高等専門学校</p>	<p>ガイドラインで要請している各事項について、適正に整備・運用されていることを確認した。</p>	<p>なし</p>	<p>第1節 機関内の責任体系の明確化 1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 【コンプライアンス推進責任者について】 ○コンプライアンスマニュアルを再確認することを目的に「コンプライアンスのセルフチェック」を実施し、その実施報告を行っている。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】 ○検収後における納品物品のすり替え等を防止する観点から、可能な限り、業者から納品後、教員に引き渡す前に、現品への検収印の押印等（不滅インクによるマーキング）による対応をしている。</p>

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
兵庫県立大学	ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。	<p>第1節 機関内の責任体系の明確化 【総括管理責任者について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○統括管理責任者が最高管理責任者に対して不正防止計画の実施状況を報告する方法が書面のみとなっていた。 <機関側対応> 不正防止に向けて最高管理責任者と統括管理責任者とが活発に意見交換する場を今年度中に設けることとした。</p>	なし

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
早稲田大学	ガイドラインで要請している各事項について、適正に整備・運用されていることを確認した。	なし	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）</p> <p>【啓発活動の実施について】</p> <p>○研究不正防止の啓発活動を集中的に行う期間として、11月～12月に「不正防止対策強化月間」を設定し、この間に統括管理責任者からの研究不正防止に向けた啓発メッセージの構成員への発信や、啓発ポスターの掲出を行っている。またこの強化月間期間中に、統括管理責任者と各コンプライアンス推進責任者との間で、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の遵守徹底に向けた意見交換会を実施し、研究費不正に対する危機意識の醸成を全学的に図っている。</p>

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
慶應義塾大学	ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置すること、第三者の調査委員は機関及び告発者、被告発者との直接の利害関係を有しない者であることが明記されていなかった。 <機関側対応> 令和8年2月24日に規程を改正した。</p> <p><文部科学省からの指導・改善事項> ○第三者以外の調査委員について、告発者及び被告発者のいずれとも直接の利害関係を有していない者であることが規定されていなかった。 <機関側対応> 令和8年2月24日に規程を改正した。</p>	なし

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
大妻女子大学	ガイドラインで要請している各事項について、適正に整備・運用されていることを確認した。	なし	<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】</p> <p>○納品物品に貼付する検収シールを、事務局納品であった場合は研究者に引き渡す前に貼付してマーキングすることで、業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などを防止している。</p> <p>【換金性の高い物品の管理について】</p> <p>○換金性の高い物品であることを示すシールを貼付して管理している。</p>

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
<p>鶴見大学</p>	<p>ガイドラインで要請している各事項について、概ね適正に整備・運用されていることを確認した。</p>	<p>第1節 機関内の責任体系の明確化 【最高管理責任者について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○不正防止対策の基本方針として鶴見大学の規程に記載していたが、その記載は項目のみであり、具体的な取り組み（不正防止対策に取り組むための必要な措置）が明確となっていなかった。 <機関側対応> 不正防止対策の基本方針を策定し、鶴見大学のホームページ等に周知を行った。</p> <p><文部科学省からの指導・改善事項> ○不正防止計画の基本方針に関する実施状況や効果等を議論する際に、重要事項を審議する役員会等にて議論が行われていなかった。 <機関側対応> 大学運営協議会にて、議論を行うこととした。</p> <p>【統括管理責任者について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○不正防止対策の基本方針に基づき、最高管理責任者への報告が行われていない事態が見受けられた。 <機関側対応> 最高管理責任者への報告を行うとともに、当該報告内容の記録をすることとした。</p> <p>【監事について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、その結果を役員会等において定期的に報告し、意見を述べることとなっているが、監事は役員会に出席していたものの、その報告は財務部長が行っていた。 ○監事は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を役員会等において定期的に報告し、意見を述べることとなっているが、その報告は財務部長が行っていた。 <機関側対応> 令和8年1月29日の理事会において、最高管理責任者が「公的研究費不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について」報告し、監事が意見を述べた。</p> <p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○鶴見大学の規程で、誓約書の提出が無い場合は全ての公的研究費の使用等が認められていないにもかかわらず、誓約書の提出がされないなかで研究に従事している者が1名いた。 <機関側対応> 令和7年9月29日にコンプライアンス教育の実施について通知し、「誓約書の提出が無い場合、公的研究費の使用及び申請は一切行えません」と記載した。その後、2回（令和7年12月10日、令和8年1月15日）リマインドを行っている。</p> <p><文部科学省からの指導・改善事項> ○誓約書に盛り込むべき事項のうち、記載されていない項目（機関の規則等を遵守すること）があった。 <機関側対応> 規程の改正を行った。</p> <p>【2 ルールの明確化・統一化】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○鶴見大学における規程とハンドブックとの記載（相談窓口、通報窓口）が異なっていた。 <機関側対応> 規程等の改正を行った。</p>	<p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【特殊な役務に関する検収について】 ○特殊な役務に関する検収手順について、成果物ごとに検収方法が整理されていた。</p>

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
		<p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○調査委員会の第三者以外の調査委員について、告発者及び被告発者のいずれとも直接利害関係を有していない者が規定されていなかった。 <機関側対応> 規程の改正を行った。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の把握について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないにもかかわらず、誤解を招くおそれがある周知をしている例が見受けられた。 <機関側対応> 当該記載は削除することとした。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【監事及び会計監査人との連携について】 <文部科学省からの指導・改善事項> ○監事と会計監査人が意見交換を行う機会はあるものの、内部監査部門を交えた意見交換の機会が設けられていなかった。内部監査部門が、効率的・効果的かつ多角的な内部監査等を実施するため、定期的に意見交換を行うことが必要である旨指摘した。 <機関側対応> 令和7年12月3日に監事、会計監査人、内部監査主査での意見交換を実施した。</p>	

機関名	所見	指導・改善事項	特徴的な取組事例
福島大学	ガイドラインで要請している各事項について、適正に整備・運用されていることを確認した。	なし	<p>第6節 モニタリングの在り方</p> <p>【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】</p> <p>○監査室の職員を対象に、公認会計士による内部監査研修会を実施している。専門的な知識を有する者を活用することにより、内部監査の質の向上を図っている。</p>